流山市都市計画マスタープラン見直し(素案)に係るパブリック コメント実施要領

1 件名

流山市都市計画マスタープラン見直し(素案)についての意見等の 募集

2 目的

本要領は、流山市都市計画マスタープランの見直しをするにあたり、 流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く 素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合 的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するもの です。

3 流山市都市計画マスタープラン見直しの背景及び趣旨

流山市は、平成17年2月に都市計画マスタープランを策定しました。当時は、つくばエクスプレスの開通が間近に控えており、それを前提として「江戸川の水面が輝き、斜面の緑が映える豊かな環境と新しい都市の躍動が調和する"私たちのまち ながれやま"」を将来像に見据えて、まちづくりをすすめてきました。

計画策定から11年が経過し、つくばエクスプレス沿線地区の土地 区画整理事業の進捗による新たな市街地が形成され、新川耕地におい ては流山インターチェンジ付近における物流施設の建設など、土地利 用が進展しており、今回の見直しが必要となったものです。

- 4 流山市都市計画マスタープラン見直し(素案)の内容 別紙のとおり
- 5 意見等が提出できる者
- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市内に存する学校に在学する者
- 6 意見等募集期間

平成28年9月1日(木)から平成28年9月30日(金)まで ※郵送の場合は、平成28年9月30日(金)必着

- 7 公表の方法等
- (1) 閲覧場所
 - ア 市役所第2庁舎2階都市計画課
 - イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
 - ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
 - エ 生涯学習センター
- (2) 流山市ホームページ
- 8 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。

- 9 その他
- (1) ご提出いただいた意見等は、全ての意見等を整理した上で、意見等に対する流山市の考え方とともに、公表いたします。なお、ご提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を 除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定され る内容は意見本文中に記載しないで下さい。
- (3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。
- 10 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市都市計画部都市計画課(市役所第2庁舎2階) TEL 04-7150-6087

FAX 04-7159-0954

電子メール toshikei@city.nagareyama.chiba.jp